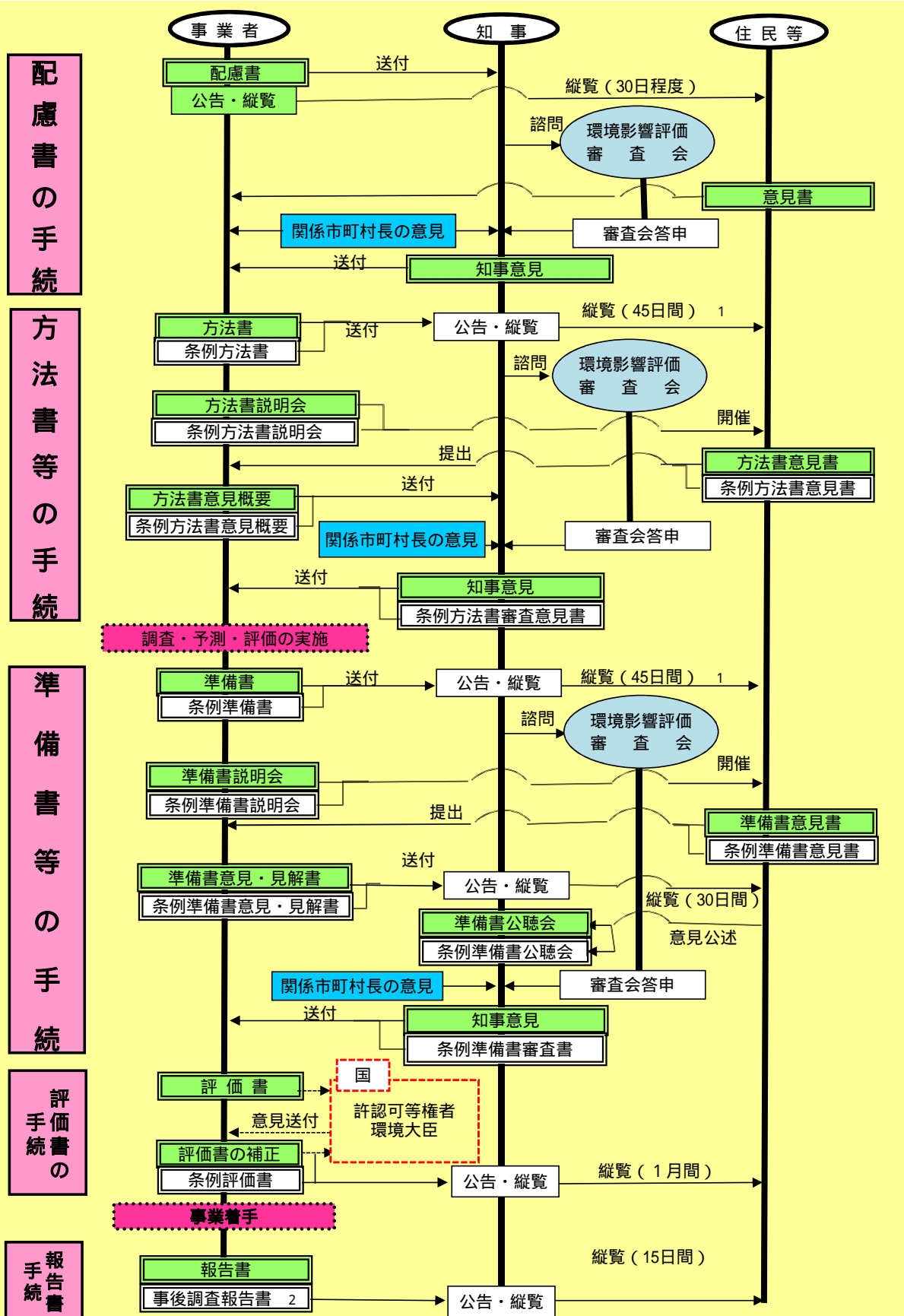


環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例の手の続の流れ (参考)

(環境影響評価法の対象事業)

法に基づく手続
 条例に基づく手続



1 法に基づく縦覧期間: 1月間、条例に基づく縦覧期間: 45日間

2 事業実施区域が、横浜市、川崎市、相模原市(平成27年7月以降)内のみの手続については、県への送付はありません。